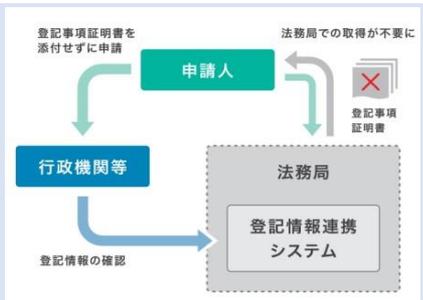


登記情報連携とは

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、法務省とデジタル庁が推進する取組。 ※事業費：0千円

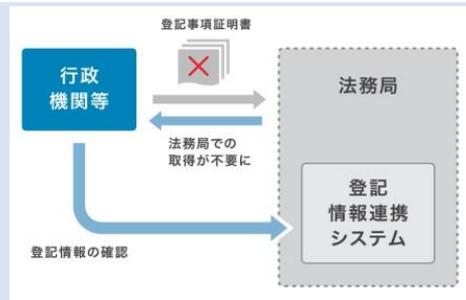
●登記事項証明書の添付省略

法令に基づき登記事項証明書の添付を求めている手続きについて、申請人は申請等に際して登記事項証明書を添付する必要がなくなる。



●公用請求代替

行政機関等が登記事項証明書を職務上請求する事務（いわゆる公用請求）について、すぐに登記情報を確認できる。



現状・導入効果

郡山市では公用請求の際、各課で直接法務局に往訪し、登記事項証明書を取得している。
<例>

- 資産税課 年間約150回
- 収納課 年間約150回
- 生活支援課 年間約120回
- 公有資産マネジメント課 年間約70回
(2025.4.3各課聴取による)

●ひたちなか市（試行導入）の実績（2週間）

- ・法務局への往訪回数 **33回**の削減
- ・移動、待ち時間 **44時間**の削減
- ⇒年間削減見込み時間 **1,144時間**の削減

【対象】 商業・法人及び不動産に係る登記事項証明書

※以下は対象外（従前のとおり法務局で取得）

- ・地図、地積測量図等の図面
- ・共同担保目録
- ・コンピュータ化前の登記簿の情報
- ・後見等の登記

本市においても、登記情報連携システムの導入により、登記事項証明書の添付省略による**市民サービスの向上**、公用請求にかかる時間の削減による**行政事務の効率化**が期待できる。

DX郡山推進計画

Vision1 市民サービスの向上

誰もが、24時間365日、時間や場所の制限無く、サービスの提供が受けられる環境を構築

Vision2 行政事務の効率化

行政事務のデジタル化を推進し、シームレスな情報のやり取りによる事務の効率化を推進

導入スケジュール(予定)

※令和7年4月7日に登記情報連携システムの利用に係る申請書様式（機関情報登録依頼書）及びその他参考資料等が政府共通NW/LGWAN掲示板に掲載（受付開始）。

	令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月
○公用請求代替	<p><中旬> 庁内各所属へ照会 (行政マネジメント課)</p>	<p><上旬> 機関情報登録依頼書の作成依頼 (行政マネジメント課)</p> <p><下旬> 法務省へ利用申請 (行政マネジメント課・DX戦略課)</p>	<p><中旬> 利用開始 (各所属で管理運営)</p>	
○登記事項証明書の添付省略	<p><中旬> 庁内各所属へ照会 (行政マネジメント課)</p>	<p>※条例改正準備</p>	<p><上旬> ※オンライン化条例改正議案提出 機関情報登録依頼書の作成依頼 (行政マネジメント課)</p> <p><下旬> 法務省へ利用申請 (行政マネジメント課・DX戦略課)</p>	<p><中旬> 利用開始 (各所属で管理運営)</p>